

保育所分園の運営に関するアンケート

調査結果の概要

調査実施のあらまし

(1) 調査目的

保育所待機児童解消への方策の一つである認可保育所分園について調査を行い、現状や課題、さまざまな創意工夫を把握する。

(2) 調査時期

平成 24 年 3 月 21 日～4 月 16 日

(3) 調査対象

都内保育所分園 107 か所（保育所園長に回答を依頼）

(4) 実施方法

郵送による送付、郵送・メール・FAXによる回収

(5) 回答状況

94／107 か所（回収率 87.8%）

(6) 調査項目

- 1 分園の所在地
- 2 分園の開設時期
- 3 本園・分園の運営形態
- 4 通常の保育以外に分園で実施している事業
- 5 分園設置における時限有無
- 6 本園と分園の距離、移動方法
- 7 児童、保護者の分園と本園の定期訪問
- 8 分園の設置場所
- 9 分園の設置形態
- 10 本園と分園の利用人数
- 11 分園の利用形態
- 12 分園を運営することとなった経緯
- 13 分園を運営しての利点
- 14 分園の運営、本園との一体的な運営の工夫
- 15 分園を運営するにあたっての変更点、影響等
- 16 運営費に対する対応方策
- 17 区市町村独自補助
- 18 制度改善要望等

保育所分園とは…

本園となる保育所とは離れている（通常の交通手段で 30 分以内）ものの一体的に運営される小規模の保育施設です。平成 10 年度から一定の条件（常時 2 名以上の保育士を配置すること等）を満たす場合に設置が認められるようになりました。平成 21 年 7 月には厚生労働省の通知が以下のように改正され、待機児問題解消の流れの中で、急速に数を増やしています。

参考・「保育所分園の設置運営について」の改正

（平成 21 年 7 月 9 日厚生労働省児童家庭局長通知）

従来は、中心保育所と分園を合算した定員区分により費用が支弁されていたため、分園を設置すると本園の運営費単価も下がってしまうという課題がありました。21 年の改正通知では、定員 20 人以上の分園は中心保育所と定員区分を合算せずに費用（基本分保育単価と民間施設給与等改善費加算額）を支弁するように改正されました。定員 20~30 人の分園は小規模保育所の 100 分の 85、定員 31 人以上の分園は保育所の 100 分の 85 の運営費が確保できるようになりました。

調査結果のポイント

I 都内における保育所分園の設置状況

- 1 平成21年度の制度改正以降、急速に設置がすすみ、都内の分園は107か所で、ほとんどが民間の保育所の協力により設置している。
- 2 本園との距離が500mを超える分園が半数近くあり、徐々に本園との距離のある分園が増えている。
- 3 公有地の有効活用も増え、3割の分園が「教育機関のスペース」(学校敷地内など)を活用しており、教育機関の協力も重要。

II 多様な分園の形態

- 1 分園の定員は6~92人と多様で、「定員31人以上」の分園も3割みられる。
- 2 利用形態も多様で、「本園移行型低年齢児分園」が6割、「転園型低年齢児分園」が1割、同じ分園で持ち上がる「完結型」が2割。
- 3 設置運営要項上、必置とされていない「調理室」を設置している分園が8割。同様に「医務室」も4割、「園庭」も4割が設置している。

III 分園のメリットと課題

- 1 待機児解消を目的にした設置される中で「地域のニーズに応えることができた」「職員のリーダー層が力をつける機会」にもなっている。
- 2 本園から園長・副園長が平均して週に3回以上、分園に行っており、ベテラン保育士の異動や本園における事務量の増加に負担がある。
- 3 区市町村の独自補助も行なわれているが、一体的な運営のため減額される運営費を分園の形態や規模に応じて見直すことが望まれている。

I 都内における保育所分園の設置状況

1 平成 21 年度以降、急速にすすんだ設置

平成 21 年度以降の制度改正以降、急速に設置がすすみ、都内で 100 を超えており、待機児解消の緊急方策となっている。将来的な保育需要の変化を想定して、2割の分園で設置时限を設けている。

- (1) 平成 24 年 3 月現在、都内 32 の区市町村で 107 の分園が設置されています。定員児童数も 3 千人を超えていいます。
- (2) 平成 23 年度中に 31 の分園（1 千人以上の定員児童数）が新たに設置されるなど、整備の工程が短く、将来的に保育需要が減った場合でも柔軟に対応しやすい分園は、待機児解消の有効な方策の一つとなっています。設置时限（3 年間～15 年間）が決まっている分園が 16.0% と 2 割近くみられ、平成 21 年度以降の設置に限ると、20.8% の園が設置时限を設けています。
- (3) 分園全体の約半数は、平成 21 年度以降に設置されています。これは、平成 21 年 7 月に厚生労働省の「保育所分園の運営について」が改正され、定員 20 名以上の分園が作りやすくなつたことが背景に考えられます。
- (4) 約 8 割の分園が「民設民営」で、「公設公営」と「公設民営」がそれぞれ 1 割ずつです。短期間で開設をめざす分園の設置にあたって、民間保育所の協力が不可欠となっています。
- (5) 半数以上の分園が、通常保育以外の保育サービス（「一時保育」「定期利用保育」「子育て支援事業」等）を実施しており、分園が地域の子育て拠点となっていることがうかがえます。

図 1 都内分園の開設時期

n=94 園

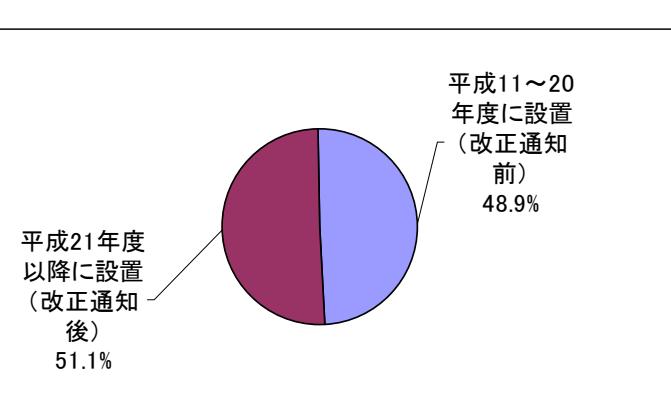
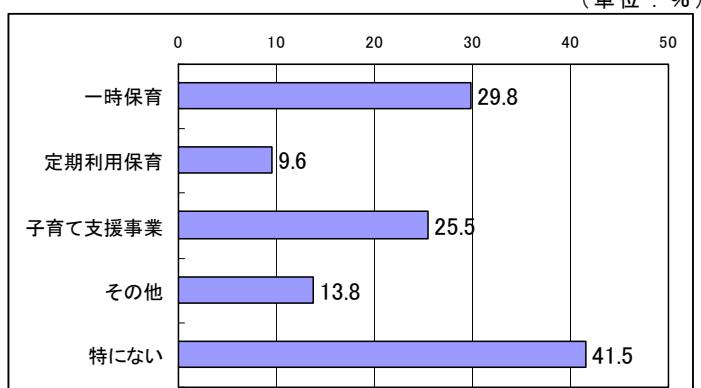


図 2 分園が通常保育以外に実施する事業 n=94 園

(単位 : %)



2

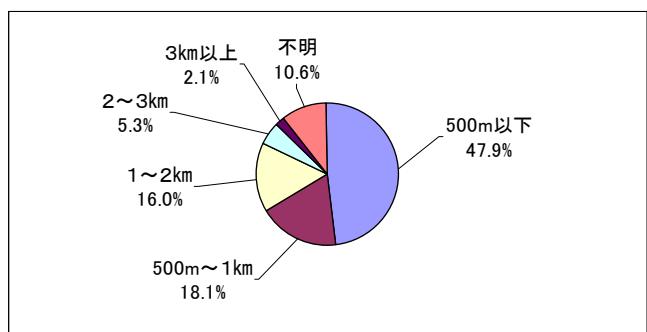
本園との距離のある分園が徐々に増加

本園との距離が 500m を超える分園が半数近くあり、徐々に距離のある分園が増えている。一方で、本園の機能を活用した園児の行き来を重視する分園も少なくない。

- (1) 本園と分園の距離が 500m を超える分園が 41.5% と半数近くあり、1km を超える分園も 23.4% みられます。平成 21 年度以降に設置された分園では 50.0% が 500m を超えており、距離の離れた分園が徐々に増えてきています。
- (2) 徒歩のみで職員が本園と行き来する分園は 51.0% で、それ以外は、自転車、自動車、電車も活用して概ね 30 分以内で移動しています。
- (3) 距離が離れていても、小規模の分園では難しい本園の機能を活用した保育、園児の交流のため、園児が本園の園庭などを訪れる機会を設けている分園が多くみられます。また、土曜日や早朝・延長保育は本園で実施している園もみられます。

図 3 本園との距離

n=94 園 (単位 : %)



3

公有地の有効活用、教育機関との連携による設置が増加

「公有地」「私有地（民間マンション等）」はほぼ同数だが、「公有地」が徐々に増えている。3割は「教育機関」のスペースを活用しており、「空き教室」以外にスペースのとれる「学校敷地内」が増えている。

- (1) 分園の用地は「公有地」(43.6%) と「私有地（分園の設置主体以外の所有）」(39.4%) がほぼ同数です。「平成 21 年度以降の分園」、「定員 31 人以上の分園」では「公有地」の割合がさらに高くなっています。
- (2) 分園を設置する前の活用形態は、24.6% が「教育機関」のスペースで、「空き教室」よりもスペースのとれる「敷地内」の活用がむしろ多く、教育分野の協力は重要なポイントです。「平成 21 年度以降の分園」では、「小学校敷地内」「民間マンション」が増えています。
- (3) 設置にあたって、「既存の建物を改修」(46.8%) と「新たに建物を設置」(45.7%) がほぼ同じ割合となっています。

II 多様な分園の形態

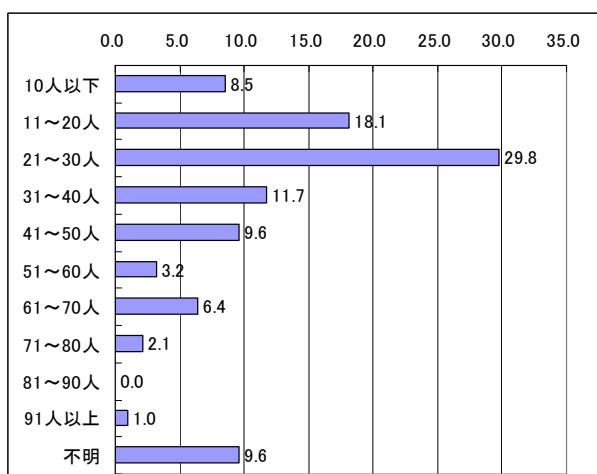
1 同じ分園でも定員規模は多様

分園の定員は6人～92人まで多様な規模となっており、「定員31人以上」の分園も3割みられる。本園の定員に対する割合も多様な状況で、本園の定員の半分以上の定員の分園も2割みられる。

(1)「定員30人以下」の分園が56.4%となっていますが、「定員31人以上」も34.0%みられ、同じ分園といつても、最小6人から最大92人まで多様な規模となっています。

(2)これを本園の定員に対する割合でみてみると、「本園の定員の3割未満」が47.9%ですが、「本園の定員の半分以上」も18.2%みられ、こちらも多様な形態となっています。

図4 分園の定員 n=94園(単位: %)



2 低年齢児を中心の分園から完結型の分園まで多様

7割の分園が「1歳児」の定員を設定しており、低年齢児を中心とした分園が多い。そうした中、「本園移行型低年齢児分園」が5割、「完結型分園」が2割、「転園型低年齢児分園」が1割となっている。

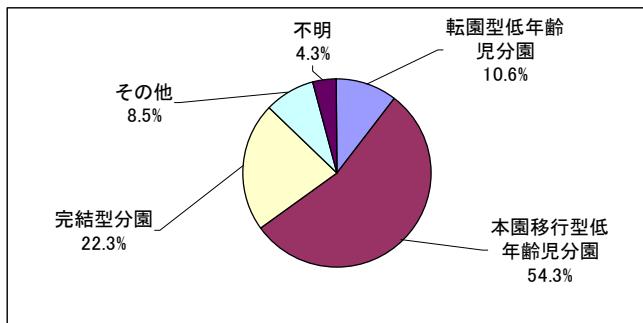
(1)年齢別の定員では、待機児問題を反映して74.5%の分園が「1歳児」の定員を設定しており、「3歳以上」を受け入れている分園は3割弱となっており、低年齢児を中心とした受入れとなっています。

(2)低年齢児を中心に受け入れている分園が多いため、利用形態は、「本園移行型低年齢児分園」が54.3%と最も多く、同じ分園で持ち上がる「完結型分園」が22.3%となっています。対象年齢を超えると、卒園扱いとなる「転園型低年齢児分園」も10.6%みられる。

(3)なお、「定員30人以下」は「本園移行型低年齢分園」が75.5%と大半で、「定員31人以上」と規模が大きくなると「完結型分園」が59.4%と割合が高くなります。さらに、本園との距離でも、距離が遠いほど、「完結型分園」の割合が高くなっています。

図5 分園の利用形態

n=94園



※完結型分園の 66.7% は世田谷区の分園ですが、他にも杉並区、八王子市、調布市、国分寺市に「完結型」の分園がみられました。

3

設備も多様だが、調理室と医務室、園庭に高いニーズ

設置運営要項上で必置とされていない「調理室」を設置している分園が8割で、同様に必置でない「医務室」も4割で設置されている。また、4割の分園が「園庭」を設置している。

(1) 分園の設備は、設置運営要項上、「調理室及び医務室は設けないことができる」とされていますが、それぞれにニーズは高く、79.8%の分園が「調理室」を設置しており、「医務室」も37.2%で設置されています。特に「調理室」は本園からの距離が500mを超えると、ほぼ全ての分園で設置されており、非常に重視されている設備といえます。

(2) 40.4%の分園が「園庭」を設置しており、「設置できなかったが、できれば必要と考えている設備」に「園庭」を挙げる分園が多くみられます。他に「できれば必要と考えている設備」には、「調理室」「医務室」「休憩室」「相談室」が挙げられています。

表1 本園からの距離別の分園に備えている設備

(単位：%) n=94園

	合計	乳児室	ほふく室	保育室	事務室	調理室	園庭	プール	医務室	相談室	ホール
全体	100.0	74.5	62.8	92.6	83.0	79.8	40.4	13.8	37.2	22.3	20.2
本園からの距離	500m 以下	100.0	71.1	62.2	97.8	77.8	64.4	44.4	13.3	28.9	20.0
	500m～1km	100.0	82.4	64.7	88.2	88.2	94.1	41.2	11.8	47.1	29.4
	1～2km	100.0	86.7	86.7	86.7	86.7	93.3	33.3	20.0	46.7	20.0
	2～3km	100.0	60.0	40.0	100.0	100.0	100.0	40.0	20.0	80.0	20.0
	3km 以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0

III 分園のメリットと課題

1 地域に貢献するとともに、職員の力量を高める場

自治体からの要請による「待機児解消」を目的に設置する中、「地域のニーズに応えることができた」とともに、副次的な効果として職員配置に幅ができ「リーダー層が力をつける機会」につながっている。

- (1) 分園を設置した経緯は、自治体からの要請に基づく「待機児解消のため」が多く、「地域貢献の一つとして」などが挙げられています。
- (2) 分園を設置してよかったです点には、回答の約半数は「地域や保護者のニーズに応えることができ、機児解消に役立った」であり、「ゆったりとした家庭的な保育環境」をよかったです点に挙げる園もあります。
- (3) さらに、副次的な効果として、1法人1施設が多い保育所の現状から、「職員配置に幅をもつことができた」「リーダー層の職員が力をつける機会ができた」といった効果も指摘されています。
- (4) 一体的な運営の創意工夫として、保育方針の統一、行事の合同実施、設備の共有、職員の合同会議などが行われています。

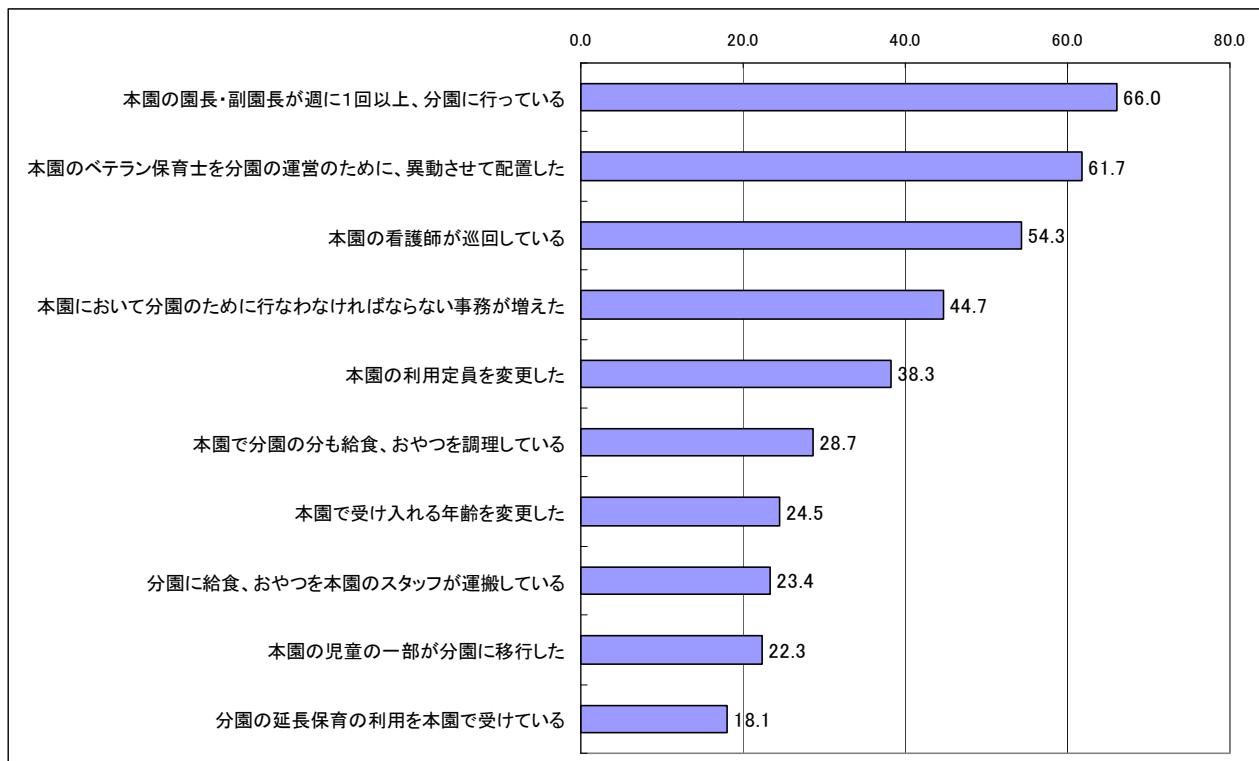
2 分園の運営を支えるため、本園の負担が増加

7割近くの分園が週1回以上、園長・副園長が分園に行っており、その平均回数は週3.36回。ベテラン保育士の異動、分園のための事務量の増加など本園における負担が大きくなることが課題です。

- (1) 分園の運営に伴う本園における影響には、66.0%の分園が「本園の園長・副園長が週に1回以上、分園に行っている」という負担が挙げられ、その回数は、平均して週3.36回となっています。
- (2) 「ベテラン保育士を分園の運営のために異動させた」が61.7%となっています。職員配置に幅ができるというメリットと同時に、本園運営上は負担も大きくなります。
- (3) 「本園で分園のための事務が増えた」を44.7%の園が挙げています。量的な負担だけでなく煩雑さもあり、事務負担の軽減が課題です。
- (4) 「本園移行型低年齢児分園」に固有の課題として、分園の設置にあたって半数近くの49.0%の分園が「本園の利用定員を変更」しており、33.3%で「本園の受入れ年齢も変更」しています。

図 6 分園の運営に伴う本園における影響

n=94 園 (単位 : %)



③ 分園の設置形態や規模に応じた運営費と職員配置が望まれる

運営費の不足に対して区市町村独自の補助や保育所のやりくりが行なわれている。分園の設置形態や規模に応じた運営費と職員配置が望まれている。また、低年齢児分園を卒園後の受入れ先が課題となる。

- (1) 分園は多様な形態となっているため、国制度上の運営費に限らず、その形態に応じて区市町村が独自の補助が必要となっています。「開設準備経費」「分園の運営費」「本園の負担を軽減する補助」が行なわれており、その内容は、「家賃補助」「調理員・看護師の人物費」「基準外保育士の加算」とともに、運営費の不足を補うため、「運営費全般」の加算を行なっている区市町村もあります。
- (2) 分園の制度に対する要望には、本園と一体的に扱われて定員 20 人以上でも分園の運営費が 85% になる一方で、分園の規模や本園との距離によっては運営費に厳しい状況があることが指摘されています。「運営費」の不足をやりくりするため、一時保育の利用を増やすなどの創意工夫も行なわれていますが、分園の設置形態や規模に応じた「保育単価・運営費」「職員配置」が望まれています。
- (3) また、「転園型低年齢児分園」に固有の課題として、分園卒園後の受入れ先の確保も課題として指摘されています。